

港区立小中一貫教育校白金の丘学園

いじめ対応マニュアル

◇基本方針◇

いじめは、どの学級・学年でも起こりうるとの認識をもち、未然防止、早期発見、早期解決に向け、学校の総力をあげて取り組むこととする。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関と連携を図る。なお、いじめの定義は、いじめ防止対策推進法の規定によるものとする。

◇未然防止◇

- 「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ問題に計画的・組織的に対応する。
- 保護者や地域住民の参画の下、いじめの防止等に係る取組内容について、基本方針を策定し公表する。
- いじめは絶対に許されないということを自覚するための「いじめ防止に関する授業」について、いじめ防止に関する校内研修を実施する。
- 児童会・生徒会等による「いじめを見て見ぬふりをしない」「いじめは決して許されない行為である」ことを意識し、実践する取組を支援する。
- 学級担任は、学級内の子供の変化に気付くことができる立場にあることを自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われる子供には積極的にコミュニケーションをとり、子供から信頼される学級担任として、子供との人間関係を構築する。

◇早期発見◇

- いじめ防止月間における児童・生徒への啓発とともに、毎月月末に「学校生活アンケート」を実施し、担任と管理職が目を通し、気になる児童・生徒については即刻面接をする。
- 悩んでいる児童・生徒が躊躇なく相談できる環境をつくるため、5年(小5)と7年(中1)については、毎年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。他の学年も順次スクールカウンセラーによる面接を実施する。
- すべての教員により学期に1回「いじめ発見のチェックシート」を用いた児童・生徒の状況観察を行い、学級担任は情報を集約していじめの早期発見に努める。
- 「ハイパーQ U」を年に2回実施し、その結果から学級の状況や人間関係を考察し、支援を必要とする児童・生徒を把握する。

◇早期対応◇

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童・生徒から聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りをする。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制・方針決定

- 校内サポート会議を招集し、対応を検討する。
- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 関係機関との連携を図る。
- 必要に応じて「いじめ対策検討委員会」を臨時に開催する。

児童・生徒への指導・支援

- いじめられた児童・生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童・生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 必要に応じて地域の方に協力を依頼し、見守りの体制を整える。

保護者との連携

- 直接会って、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との具体的な連携方法について話し合う。

今後の対応

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- いじめの双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- 事例を検証し、再発防止・未然防止のために心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級づくりを強化する。